

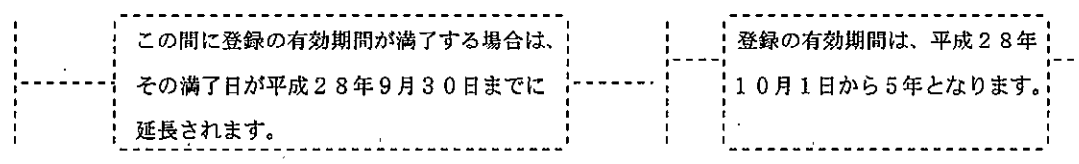
「平成28年熊本地震」の特定被災地域の皆様へ

「平成28年熊本地震」に伴う特例措置により更新後の登録年月日は「平成28年10月1日」となります。

(登録有効期間は平成28年10月1日から5年)

平成28年4月14日に発生した「平成28年熊本地震」の災害被害者の権利利益の保全等を図るため、特定被災地域*における測量業者、建設コンサルタント及び地質調査業者に対し、登録有効期間を平成28年9月30日まで延長する措置を行うこととなりました。更新後の登録年月日が一律に平成28年10月1日となり、登録有効期間は平成28年10月1日から5年となります。

なお、平成28年9月30日までは更新前の登録番号、登録年月日になります。



28.4.14

28.9.30

*特定被災地域とは、平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。

今般の特例措置等に関するご質問等につきましては、下記担当までお問い合わせください。

(問い合わせ先)

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

国土交通省 九州地方整備局 建政部 建設産業課 測量業係

TEL 092-471-6331 (内線6156)